

島根県屋外広告物条例が 一部改正されました！



何が変わるの？

令和4年4月1日から

- 許可広告物の安全点検が義務化されました。
- 規模によって有資格者の点検が必要です。

詳しくは裏面をご覧ください

なぜ点検を義務化するの？

屋外広告物は常時、雨・風・強い日差しなどの厳しい環境にさらされています。一見するとキレイに見えても、内部では腐食が始まっているかもしれません。そのまま放置しておくと屋外広告物が『落ちる』『倒れる』『飛ぶ』ような事故につながり、時には、人身を危険にさらし、取り返しのつかない状況を招く恐れがあります。

島根県においても、広告物の落下等が発生している状況でありそのような事故が起きないためにも、安全点検を義務づけることとなりました。



注意



剥がれてる!



錆びてる!



破損してる!

看板を安全に管理するため定期的に点検、メンテナンスをしましょう！

島根県屋外広告物条例の改正の概要

島根県屋外広告物条例が改正され、令和4年4月1日から

①許可広告物の**安全点検が義務化**されました。

②**規模によって有資格者による点検**が必要です。

①安全点検の義務

許可の期間（※）の更新の許可を受ける際、当該許可の更新の申請をするまでに、広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況を点検することを義務付けます。

（更新申請書に規則で定める安全点検報告書を添付。）

（※）許可の期間

はり紙、はり札、立看板、広告幕その他の簡易な広告物又は掲出物件（以下「簡易広告物等」という。）にあっては1年以内。

簡易広告物等以外の広告物又は掲出物件にあっては3年以内。

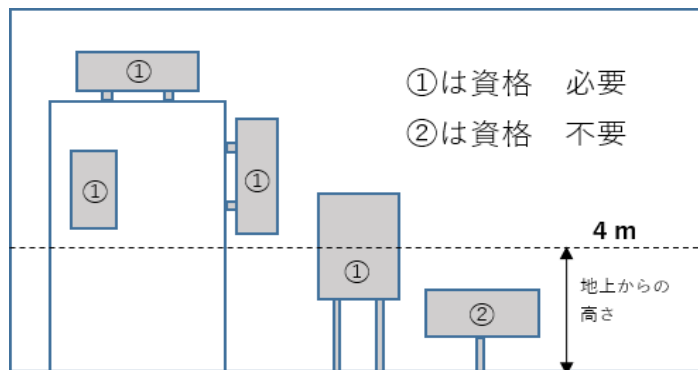
②有資格者による点検

安全点検のうち、広告物等の上端の位置が地上から4mを超えるものの広告物又は掲出物件については、広告物又は掲出物件に関して一定の知識を有する者として規則に定める者（有資格者）にさせることを義務付けます。

※建築物の壁面に直接塗装されたもの・はり紙等は除きます。

【有資格者の資格一覧】

- ・屋外広告士
- ・1級又は2級建築士
- ・第1種又は第2種電気工事士
- ・第1種、第2種又は第3種電気主任技術者
- ・（一社）日本屋外広告業団体連合会及び（公社）日本サイン協会が実施する屋外広告物点検技能講習の修了者



屋外広告物のオーナーや管理者には「管理義務」と「除却義務」があります

●管理義務

広告物の掲出者又は管理者は、広告物の補修等の必要な管理を怠らないようにして、常に良好な状態に保持しなければなりません。

●除却義務

許可期間が満了したとき、もしくは許可が取り消されたとき、又は掲出の必要がなくなったときは、遅滞なく広告物等を除却しなければなりません。

〈お問い合わせ先〉

島根県 土木部 都市計画課 景観グループ

〒690-8501 島根県松江市殿町 8 番地 TEL:0852-22-6143/FAX:0852-22-6004

※屋外広告物許可申請に関するお問い合わせは、各市町村へお問い合わせください。

※松江市は、松江市屋外広告物条例に基づく規制が適用されます。

詳しくは